

国営総合農地防災事業 富士見地区

事業の概要

本事業は、北海道天塩郡天塩町の畑地919haを対象に、泥炭土に起因する地盤の沈下により機能低下が生じている農業用排水路及び農用地の機能を回復するため、排水路5条L=7.1km、農用地919haを整備するものである。

事業の目的・必要性

本地区は、泥炭土に起因する地盤沈下の進行により、農業用排水路及び農用地の機能が低下し、農用地は過湿の状態にあるとともに、降雨時には農作物の湛水被害が生じているため、生産性が低いことに加え、農作業の能率低下を招いている。

このため、本事業は、農業用排水路の改修による農地防災と併せて、暗渠排水、整地により農地保全を行い、農業生産の維持及び農業経営の安定化を図るとともに、国土の保全に資することを目的とする。

事業の効率性

効 用（年総効果額）

・農作物の生産量の増	101 百万円
・営農経費の節減	237 百万円
・施設の維持管理費の節減	1 百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	42 百万円
・公共施設の現況施設の機能の維持	9 百万円
・魚類に配慮した護岸工法による生息環境の保全	2 百万円
計	392 百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総 事 業 費	①	6,600百万円	
効 用	②	392百万円	
廃 用 損 失 額	③	135百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数	④	37年	当該事業の耐用年数
還元率×（1 ＋建設利息率）	⑤	0.0546	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総 便 益	⑥＝②/⑤－③	7,046百万円	
費 用 便 益 比	⑦＝⑥/①	1.06	

注1）百万円単位で四捨五入しているため、効用及び総便益は、算定結果と合わない場合がある。

注2）数値は土地改良法に基づく法手続きを経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

本事業では、機能低下が生じている農業用排水路及び農用地の機能回復を行うことにより、安定した農業経営が図られ、年間10a当たり約26千円相当の営農経費が節減されるとともに、年間10a当たり約11千円相当の農作物生産額の増加が図られる。

日程・手続

平成16年度中に土地改良法に基づく、土地改良事業計画の概要の公告等の手続が開始される予定。

事業に対する決議

平成16年4月 「富士見地区国営総合農地防災事業促進期成会（平成10年3月20日設立）」において、平成17年度新規着工要望することを決議。

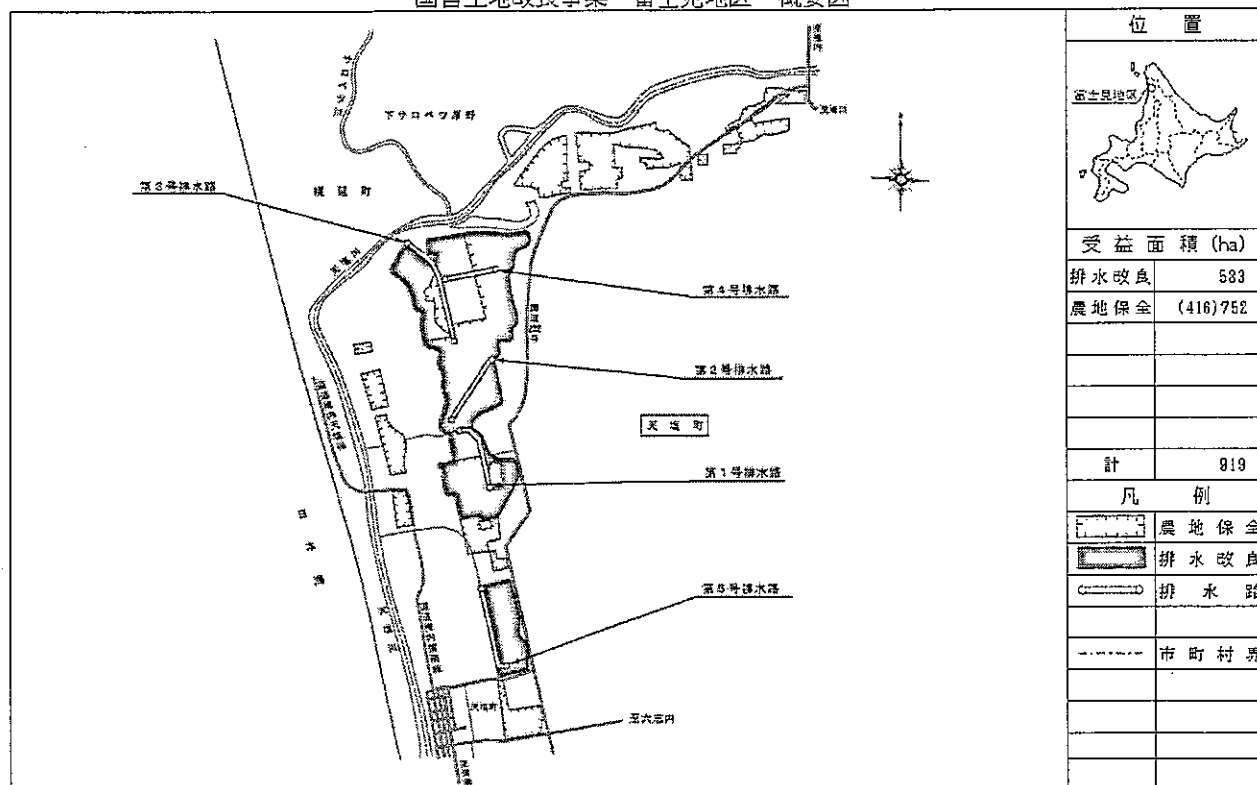
評価担当部局

農村振興局

概要図

1. 受益面積	919ha		
2. 受益者数	43人		
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	排 水 路	7.1km	1,904百万円
	農地保全	752ha	4,696百万円
	合 計		6,600百万円
4. 国営総事業費	6,600百万円		

国営土地改良事業 富士見地区 概要図



平成17年度新規地区採択チェックリスト（国営総合農地防災事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：富士見^{ふじみ}地区）

1. 必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。(必要性)	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
3. 事業の効率性が十分見込まれること。(効率性)	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
4. 農家負担の可能性が十分であること。(公平性)	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	☐
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成17年度新規地区採択チェックリスト（国営総合農地防災事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：富士見地区）

2. 優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項 (有効性)	①作物・農地等における洪水等の被害防止又は軽減が図られる。	☐
	② 地域の農業生産及び農業経営の維持・向上が図られる。	☐
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	①事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	☐
	②コスト削減について具体的に配慮した計画となっている。	☐
	③地域防災計画等に位置づけられている、又はその見込みがある。	☐
	④一般・公共施設等における被害の防止または軽減を図るものである。	☐
	⑤周辺地域で、重大な農業被害が想定される、または過去に被害があった。	☐
	⑥高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策の対象地域である。	☐
	⑦関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。	☐
	⑧ 施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	☐
	⑨地元の事業推進体制が整備されている。	☐
	⑩関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。	☐
	⑪関連する他事業との調整が図られている。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。
項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。